

## 1 人権をめぐる課題への対応の必要性

### 【背景】

- 人権課題は複雑多様化してきており、府の人権施策の実効性を高めるためには、行動の主体である府民・事業者がそれぞれの役割を理解し、行政と府民・事業者が共にオール大阪での取組を進めることが重要。
- 大阪では、2025年大阪・関西万博など、世界的なイベントが開催されるほか、出入国管理及び難民認定法の一部改正などの動きを受け、増加する来阪外国人旅行者や外国人労働者の受入れを見据えた国際都市にふさわしい環境を整備していくことが喫緊の課題である。とりわけ、ヘイトスピーチや性的マイノリティなどの新たな人権課題には、その対応が求められている。

(参考)【来阪外国人旅行者数】 2014年 376万人 ⇒ 2018年 1,142万人(速報値)  
【大阪府在留外国人数】 2014年 20万人 ⇒ 2018年 24万人

### 【方向性】

- 人権尊重の社会づくり条例を改正し、府民、事業者の責務(府の人権施策に協力等)を新たに追加する。  
性的マイノリティに関しては、性の多様性に関する理解を深めていくことにより、誤解や偏見、差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、新たな条例を制定する。  
ヘイトスピーチについては、ヘイトスピーチは許さないという府の決意を府民に見える形で示すことにより、ヘイトスピーチを解消していく機運を醸成するため、新たに条例を制定する。

## 2 これまでの経緯

- 人権施策推進審議会への諮問(平成31年2月15日)、 答申(令和元年7月1日)
- 戦略本部会議(令和元年8月1日)開催
- パブリックコメント実施中(令和元年8月6日～9月4日)

## 3 条例(案)の概要

### (1)人権尊重の社会づくり条例の一部改正(案)

#### 【条例改正の必要性】

- ネット社会等の社会構造の変化や価値観の多様化等、複雑多様化する人権課題に的確に対応するため、また、国際都市にふさわしい環境整備を図り、全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、その担い手である府民及び事業者の協力が不可欠であり、人権尊重の社会づくり条例の改正が必要である。

#### 【条例のポイント】

性的マイノリティ及びヘイトスピーチの条例の制定を契機に、府の各人権課題における個別条例と同様、府民及び事業者の責務を追加する。

#### ① 府民の責務を規定

- ・府民は、人権尊重の社会づくりの推進について理解を深め、その上で府の人権施策に協力するよう努める。

#### ② 事業者の責務を規定

- ・加えて、事業者には、事業活動を行うにあたり、人権尊重のための取組を推進するよう努める。

### (2)性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例(案)

#### 【条例制定の必要性】

- 性的マイノリティの人権問題に関する認知度は43.3%で、他の人権課題と比較して最低(H27大阪府)。
- 当事者等へのヒアリングにおいても、「トイレや病院の受診を控える」「住まいの確保が困難で、解雇などの差別対応もある」といった状況で、多くの当事者は生きづらさを感じたり、悩み・困難を抱えている。
- 国では法整備について議論されているが、府として国際都市にふさわしい環境を整備していくことは、喫緊の課題である。法整備を待つことなく、府自らが性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見、差別の解消に向けた取組をより一層進めるため、条例を制定する。

#### 【条例のポイント】

##### ① 府の姿勢の明文化

- 性的マイノリティの人権問題についての社会的理解が十分進んでいない現状で、まずは、理解の増進を図る。
- 前文で、性的指向や性自認を理由とした差別は許されないことを明記することにより、府としての姿勢を示す。

##### ② 各主体の責務を明記

- 性的指向及び性自認の多様性の理解増進に関する施策に取り組む等、府の責務を定める。
- 府民と事業者は、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、府が実施する施策に協力するよう努める。

##### ③ 理解増進に関する施策の推進

- 性的指向及び性自認の多様性に関する啓発や教育、当事者等からの相談を実施する。
- 府が実施する事務事業において性的マイノリティの人々に配慮するよう努める。

#### 【今後の具体的取組の方向】

- 条例制定を契機に、さらなる啓発、教育、相談体制の充実に努める。
- 性的マイノリティの人々が抱える困難の解決に向け、先進事例等の調査や当事者・専門家の意見を聴取し、府が実施する事務事業における配慮のあり方や内容について検討を進める。

### (3)人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例(案)

#### 【条例制定の必要性】

- ヘイトスピーチ解消法施行後、全国的に見れば減少傾向にあるものの、依然として、特定の外国人等を排斥する不当な差別的言動が見受けられ、特にインターネットを利用した悪質な事象が発生している。その解消に向けた取組を一層進めるため、条例を制定する。  
(参考)【インターネットによる人権侵犯事件の受理件数】 (ヘイトスピーチのほか全ての人権侵犯事件の件数)  
2014年 1,329件 ⇒ 2018年 1,614件 出典:法務省人権侵犯事件統計

#### 【条例のポイント】

##### ① ヘイトスピーチ(不当な差別的言動)の定義

- ヘイトスピーチを禁止するという府の姿勢を明確に宣言し、府においては、ヘイトスピーチは許されないものという共通認識を社会に根付かせるための条例が適当という人権施策推進審議会の答申を踏まえた定義とする。

- ・不当な差別的言動の対象 [法のように対象を本邦外出身者(外国人)に限定しない。]  
人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団 (以下「特定人等」という。)
- ・不当な差別的言動の目的、内容又は態様並びに場所又は手法 [大阪市条例とその後に行われた法の定義を踏まえて規定する。]  
憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを煽動する不当な差別的言動

##### ② 各主体の責務を明記

- 人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策に取り組む等、府の責務を定める。
- 府民と事業者は、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に関する理解を深め、府が実施する施策に協力するよう努める。

##### ③ 不当な差別的言動の禁止

- 何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならないということを明記する。

##### ④ 不当な差別的言動の解消の推進に関する施策

- 不当な差別的言動の解消の必要性に対する啓発や教育を実施する。
- 不当な差別的言動に関する確な相談、そのために必要な取組を実施する。

#### 【今後の具体的取組の方向】

- さらなる啓発、教育、相談体制の充実、また、事案に的確に対応するため、府内市町村との緊密な連携に努める。
- 特に影響の大きいインターネット上の事象には、迅速に拡散の防止ができるよう人権擁護機関である大阪法務局に削除要請を行う。